



平成17年8月12日

各 位

会 社 名
東 新 住 建 株 式 会 社
代 表 者
代表取締役社長 深 川 堅 治
(JASDAQ・コード番号 1754)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名
常務取締役経営推進本部長 飯野 磨
電 話
(0 5 8 7) 2 3 - 0 0 1 1

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成17年8月12日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成17年9月29日開催予定の当社第29期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲・士気等を一層高めるため、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役、監査役、及び従業員。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 200,000 株（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 100 株）を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権 1 個あたりの目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で目的たる株式の数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

総数 2,000 個を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社ジャストック証券取引所における当社普通株式の終値の平均値または新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い額に対し 1 円未満の端数を切り上げた額を払込価格とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ権利行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で権利行使価格を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 19 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に該当するときにはその前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

対象者は、新株予約権の行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員であることを要する。ただし、新株予約権の発行にかかる当社取締役会において本条件の例外を定めた場合についてはこの限りではない。

その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の発行にかかる当社取締役会決議により定める。

(8) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当該新株予約権の全部につき無償で消却することができる。

当社普通株式の終値が、新株予約権の行使に際して払い込むべき新株予約権の目的たる株式 1 株あたりの払込価格（所要の調整を行う場合には調整後の払込価格）の 2 分の 1 を継続して 1 年間下回るときは、当社取締役会の決議をもって新株予約権全てを無償にて消却することができる。

その他、新株予約権の発行にかかる当社取締役会の決議に定められる新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき、行使ができないものが生じたときは当

社取締役会の決議をもって当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡に際しては当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については平成 17 年 9 月 29 日開催予定の当社第 29 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以 上